

議案第 71 号

工事請負契約締結に関する件

富山県立大学新棟新築電気設備工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 契約の目的 富山県立大学新棟新築電気設備工事
- 2 工事の場所 射水市黒河地内
- 3 契約金額 786,672,000円
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約の相手方 開進堂・笹嶋工業富山県立大学新棟新築電気設備工事共同企業体  
代表者  
高岡市問屋町11番地  
株式会社開進堂  
共同企業体構成員  
南砺市三ツ屋28番地  
笹嶋工業株式会社
- 6 完成期日 平成31年12月16日

議案第 72 号

動産取得に関する件

消防防災ヘリコプターを次のとおり取得するものとする。

平成30年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 物件の表示 消防防災ヘリコプター 1 機
- 2 相手方 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号  
三井物産エアロスペース株式会社
- 3 取得予定価格 2,287,440,000円

議案第 73 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担の追加に関する件

平成 6 年 6 月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の 1 対象事業及び負担率 (1) 国営土地改良事業の表に次のように追加し、平成30年度以降の事業に係る負担金から適用する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

国営施設応急対策事業（早月川地区において行う事業に限る。）	事業費（事務費を除く。） の 100 分の 9
-------------------------------	----------------------------

議案第 74 号

小矢部川流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額の変更に  
関する件

昭和62年12月定例県議会で議決を経た小矢部川流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額に関する件の一部を次のように変更し、変更後の市町村負担額は、平成30年4月1日から適用する。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第2項中「52円」を「55円」に改める。

議案第 75 号

神通川左岸流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額の変更  
に関する件

平成 9 年 12 月定例県議会で議決を経た神通川左岸流域下水道の維持管理に要する  
費用の市町村負担額に関する件の一部を次のように変更し、変更後の市町村負担額  
は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

平成 30 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第 2 項中「61円」を「69円」に改める。

報告第 1 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成29年度富山県一般会計補正予算（第 5 号）

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 23 号

## 平成29年度富山県一般会計補正予算（第5号）

平成29年度富山県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 800,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 561,674,542 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

平成30年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		60,568,539	200,000	60,768,539
	2 国 庫 補 助 金	37,067,732	200,000	37,267,732
15 県 債		66,136,000	600,000	66,736,000
	1 県 債	66,136,000	600,000	66,736,000
補正されなかった款項に係る額		434,170,003	/	434,170,003
歳 入 合 計		560,874,542	800,000	561,674,542
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		65,110,602	800,000	65,910,602
	2 道路橋りょう費	28,171,694	800,000	28,971,694
補正されなかった款項に係る額		495,763,940	/	495,763,940
歳 出 合 計		560,874,542	800,000	561,674,542



第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前額	補正額	計			
県有施設整備費	2,535,000		2,535,000	普通貸借又は証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	379,000		379,000			
並行在来線費	251,000		251,000			
老人福祉施設費	189,000		189,000			
水道事業出資金	4,000		4,000			
公事等補助費	12,454,300		12,454,300			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
北陸新幹線整備費	663,000		663,000			
直轄事業費金	9,888,100		9,888,100			
公園整備事業費	443,000		443,000			
公営住宅建設費	67,000		67,000			
合併推進事業費	1,397,600		1,397,600			
地方道整備費	5,571,000		5,571,000			
自然災害防止費	578,000		578,000			
警察施設整備費	572,000		572,000			
臨時高等学校費	450,000		450,000			

特別支援学校 建設事業費	85,000		85,000			
地域活性化 費	84,000		84,000			
施設整備補助 費	507,000		507,000			
補助直轄災害 復旧事業費	2,294,000		2,294,000			
単独災害復旧 費	113,000		113,000			
行政改革推進 費	1,000,000		1,000,000			
退職手当債	600,000		600,000			
臨時財政対策債	26,001,000		26,001,000			
減収補てん債 (特例分)		600,000	600,000			
計	66,136,000	600,000	66,736,000			

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第179条第1項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
2	平成29年8月3日に滑川市栗山地内で発生した警察車両の扉の接触による車両の損傷	新潟県三条市 独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部中小企業 大学校三条校 新潟県三条市在住1名	県が支払う額 145,476円	平成30年 1月18日
4	平成29年10月22日に氷見市窪地内で発生した倉庫外壁の飛散による車両の損傷	氷見市在住1名	県が支払う額 248,788円	平成30年 1月18日
8	平成29年10月22日に一般国道359号砺波市高道地内で発生した並木用支柱の倒壊による車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 142,086円	平成30年 1月22日
10	平成29年10月27日に富山市五艘地内で発生した県有自動車の扉の接触による車両の損傷	高岡市在住1名	県が支払う額 125,788円	平成30年 1月26日
13	平成29年10月8日に富山市飯野地内で発生したけん引作業中における警察車両の損傷	氷見市 氷見市農業協同組合 氷見市在住1名	県が受け取る額 232,134円	平成30年 1月29日
15	平成29年12月12日に県道富山滑川魚津線滑川市上小泉地内で発生した案内標識からの落雪による車両の損傷	滑川市在住1名	県が支払う額 186,971円	平成30年 1月30日
16	平成29年4月24日に一般国道471号南砺市利賀村栗当地内で発生した落石による車両の損傷	砺波市 利賀川砂利株式会社 東京都渋谷区 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 高岡市在住1名	県が支払う額 89,154円	平成30年 1月30日

損害賠償に係る和解に関する件

20	平成29年12月28日に一般国道 415 号富山市水橋市田袋地内で発生した橋上部からの落雪による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 113,876円	平成30年 2月8日
21	平成29年12月28日に県道富山立山魚津線中新川郡立山町利田地内で発生した橋上部からの落雪による車両の損傷	中新川郡立山町在住 1 名	県が支払う額 110,560円	平成30年 2月8日
22	平成29年 6 月15日に福井県福井市稲津町地内で発生した県有自動車からの出火による所持品の焼損及び人身の損害	富山市在住 1 名 魚津市在住 1 名 滑川市在住 6 名 黒部市在住 1 名 中新川郡上市町在住 1 名 中新川郡立山町在住 1 名 下新川郡入善町在住 1 名	県が支払う額 548,768円	平成30年 2月9日

報告第 2 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成30年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
1	平成29年10月31日に小矢部市清水地内で発生した県有自動車の交通事故	石川県金沢市 株式会社川元急送 石川県野々市市在住 1名	県が受け取る額 153,000円	平成30年 1月17日
3	平成29年10月12日に南砺市松木地内で発生した警察車両の交通事故	南砺市在住1名	県が支払う額 215,236円	平成30年 1月18日
5	平成29年10月29日に富山市赤江町地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 3,000円	平成30年 1月18日
6	平成29年11月4日に富山市上大久保地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 87,400円	平成30年 1月18日
7	平成29年10月12日に魚津市新宿地内で発生した借上車両の交通事故	魚津市 社会福祉法人魚津市社会福祉協議会 黒部市在住1名	県が支払う額 66,312円	平成30年 1月22日
9	平成29年9月21日に射水市戸破地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住1名	県が受け取る額 519,792円	平成30年 1月23日
11	平成29年8月29日に砺波市中村地内で発生した警察車両の交通事故	小矢部市在住1名	県が受け取る額 150,287円	平成30年 1月29日
12	平成29年10月1日に高岡市あわら町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 40,024円	平成30年 1月29日
14	平成29年10月29日に中新川郡立山町日中地内で発生した警察車両の交通事故	中新川郡立山町在住 1名	県が受け取る額 488,548円	平成30年 1月29日
17	平成29年10月30日に砺波市一番町地内で発生した警察車両の交通事故	砺波市在住1名	県が受け取る額 501,574円	平成30年 2月1日
18	平成29年8月29日に南砺市土生新地内で発生した借上車両の交通事故	南砺市在住1名	県が受け取る額 46,196円	平成30年 2月8日
19	平成29年11月9日に富山市安養寺地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 30,000円	平成30年 2月8日

損害賠償に係る和解に関する件